

動き出す米国の対外投資規制

上席主任研究員 玉置 浩平

3分野の技術・製品に関する対中投資を制限

米財務省は10月28日、安全保障に影響を与える機微技術・製品に関する対外投資規制の最終規則を発表した。昨年8月にバイデン大統領が規制の導入を指示する大統領令を発出し、その後、規則案に対する意見公募が行われていた。官報での公示を経て来年1月2日に施行される。

本規制は米国人*に対し、懸念国が関与し対象技術・製品に関連する一定の種類の投資について、取引禁止や取引完了後の届出義務を課す。懸念国は香港・マカオを含む中国のみとされ、対象技術・製品は半導体・マイクロエレクトロニクス、量子情報技術、人工知能（AI）システムの3分野が指定された。これらに関与する中国企業に加え、中国企業の議決権などをもち、収益などの50%超を当該企業から得ている外国企業への投資も規制される。グリーンフィールド投資や合併も対象となる。

対内投資規制における対米外国投資委員会（CFIUS）のような包括的な審査メカニズムの設置は盛り込まれなかった。米国人は自らが行う取引が本規制の対象となるかを判断し、違反した場合は民事制裁金や刑事罰が科せられる。米国人が外国企業による投資の意思決定に関与する場合には、規制対象の取引に関する活動を忌避することが求められる。

効果・影響は未知数、拡大の可能性は要注視

米国では近年、中国を巡る安全保障上の懸念に基づき輸出管理や対内投資規制の強化が進められてきたが、対外投資規制には経済界などからの慎重論が根強く、連邦議会でも関連法案の成立には至らなかった。規制の効果としても、中国企業は米国の代わりに自国や第三国の資本を調達することができ、資金面での打撃は限定的だ。米国企業が中国市場での活動を制約される副作用もある。

しかし、米国政府は資本の提供のみならずそれに伴う知名度の向上、経営支援、人脈などの「無形の便益」の移転に焦点を当て、対象とする投資類型を限定しつつも措置の導入に踏み切った。取引禁止による直接的な制約に加え、規制の存在が対中投資全般に一定の萎縮効果をもたらすことも想定されよう。

国際的な投資活動への影響を考える上では、他の先進国の動きも注目される。G7では、昨年の広島サミットの首脳声明において対外投資規制の重要性が示唆され、今年イタリアで開催されたプーリア・サミットの首脳コミュニケにも同様の文言が盛り込まれた。今後は制度導入で先行した米国から各国に対する働きかけも強まる可能性がある。

米国政府は対中規制措置について、限られた分野を厳格に管理する「スモールヤード・ハイフェンス」の方針を掲げているものの、規制対象は徐々に拡大しつつあるのが現状だ。対外投資規制についても、二国間関係の変化や中国の技術力向上に対応する形で、さらなる規制強化を求める動きは続くだろう。

* 米国人（U.S. person）：米国市民、合法的永住者、米国およびその管轄地域の法に基づいて設立された事業体（その海外支店を含む）、米国内に所在する者

▽米国の対外投資規制の対象技術・製品

	禁止	届出
半導体等	電子設計自動化（EDA）ソフトウェア、特定の製造・高度パッケージングツール、特定の高度集積回路の設計・製造・パッケージング、スーパーコンピュータに関連する取引	禁止対象に含まれない集積回路の設計・製造・パッケージングに関連する取引
量子情報技術	量子コンピュータの開発および重要部品の製造、特定の量子センシングプラットフォームの開発・製造、量子ネットワークおよび量子通信システムの開発・製造に関連する取引	—
AI	特定の最終用途にのみ使用されるように設計された、または特定の最終用途に使用されることを意図したAIシステムの開発、一定の計算能力を利用して訓練されたAIシステムの開発に関連する取引	禁止対象に含まれないAIシステムの開発に関連する取引（最終用途・計算能力の基準あり）

（出所）米財務省発表を基に丸紅経済研究所作成

▽対外投資規制に関する議論の現状

英国	2023年6月、ビジネス貿易省を中心に対外投資に伴う安全保障上のリスクの検討作業を開始。2024年4月、当時の保守党政権のダウデン副首相が「ごく一部の対外投資」が国家安全保障上の問題を伴う可能性があるとして、対応を検討する考えを表明。
EU	2023年7月、欧州委員会が対外投資規制に関する専門家グループを立ち上げて検討を開始。2024年1月の対外投資規制白書では漸進的に検討を進めるとの方針が示され、対外投資のモニタリングの在り方などに関する意見公募を実施。
日本	2024年9月、自民党の経済安全保障推進本部が取りまとめた提言は、一定の業種については外為法によって対外直接投資の事前届出が義務付けられているとしつつ、米国の動向を踏まえ、現行の対策で十分か不断に確認すべきと指摘。

（出所）各種資料を基に丸紅経済研究所作成

(執筆者プロフィール)

玉置 浩平 (Kohei Tamaoki)

TAMAOKI-K@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野：地政学リスク、経済安全保障、産業・通商政策、デジタル・サイバー

外務省入省後、朝鮮半島、宇宙・海洋安全保障、国際原子力協力などに関する外交政策の企画・立案に従事。在大韓民国日本国大使館では、北朝鮮情勢や韓国政治・外交に関する情報収集・分析を担当。2021年から丸紅経済研究所にて地政学リスクや経済安全保障などに関する調査研究を行うほか、丸紅グループの政策渉外業務にも関与。東京大学法学部卒業、タフツ大学フレッチャースクールLL.M.修了（国際法修士）。米国ジャーマン・マーシャル財団 Young Strategists Forum 2023 コーホート。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。